

藤岡市告示第 **22** 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別紙のとおり本市内の字の区域を変更するので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生じる。

令和元年 8 月 6 日

藤岡市長 新 井 雅 博



変 更 調 書

大字	字	地 番
下戸塚	七反畑	682の2の一部、683の2の一部、685の1の一部、685の2の一部、693の一部

上記区域を岡之郷字本屋敷に変更する。

大字	字	地 番
下戸塚	七反畑	682の2の一部、685の2の一部
岡之郷	本屋敷	1399の1の一部、1401の一部、1403の一部

上記区域を岡之郷字内河原に変更する。

大字	字	地 番
下戸塚	大門	491の1の一部、492の一部、493の1の一部、494の1の一部、502の12の一部

上記区域を岡之郷字台門に変更する。

大字	字	地 番
岡之郷	本屋敷	1397の2の一部、1400の1の一部、1400の2の一部、
	内河原	1419の1の一部、1419の4、1427の3の一部
上戸塚	原	623の6の一部
下戸塚	柳原	644の1の一部、644の3の一部、653の一部、661の一部、663の一部、664の1の一部、665の1の一部、674の1、674の7、674の8の一部
	三角	548の2の一部、551の2の一部、552の一部、525の14
	宮側	559の3

上記区域を下戸塚字七反畑に変更する。

大字	字	地 番
岡之郷	台門	1128の3の一部、1129の1の一部、1143の9の一部、1152の一部、1128の5の一部、1129の4の一部、1129の7の一部、1129の8の一部
下戸塚	東田	459の4の一部、459の7の一部

上記区域を下戸塚字大門に変更する。

大字	字	地 番
下戸塚	大門	480の1の一部、481の5の一部、482の4、482の6、482の8、483の2、484の3、502の14
	東田	437の1の一部、437の5の一部、444の一部、439の1から439の3の一部、445の1の一部、446の1の一部、447の一部、448の2の一部
	宮側	559の1の一部
	七反畑	682の1の一部、682の7の一部

上記区域を下戸塚字三角に変更する。

大字	字	地 番
下戸塚	大門	478の3の一部
	三角	531の一部
	宮側	561の6、561の10、563の2、563の5、574の11、584の1の一部、584の6の一部

上記区域(同区域に隣接介する水路である市有地の一部を含む。)を下戸塚字東田に変更する。

大字	字	地 番
下戸塚	三角	558の1の一部、558の5の一部
	七反畑	678の1の一部、679の4、682の6の一部

上記区域を下戸塚字宮側に変更する。

大字	字	地 番
下戸塚	七反畑	678の1の一部、682の5の一部、682の6の一部、682の7の一部、726の1の一部、735の1の一部、743の1の一部、746の一部、747の一部、748の1の一部、748の2の一部、748の3、751の一部、754の1の一部、758の8の一部
	宮側	607の1、608、610、617の6、617の7の一部、621の2、622の7

上記区域を下戸塚字柳原に変更する。

大字	字	地 番
下戸塚	七反畑	755の一部

上記区域を上戸塚字原に変更する。